

⇩ 使用人兼務役員になれない者

Q : 役員の中には使用人兼務役員になれない者がいるそうですが、どんな人がなれないのですか？

A : 次の人は、使用人兼務役員になれません。

【解説】

使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいますが、次のような役員は、使用人兼務役員にはなれません。

- ① 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- ② 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③ 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
- ④ 取締役（委員会設置会社の取締役に限ります。）、会計参与及び監査役並びに監事
- ⑤ ①から④までのほか、同族会社の役員のうち次のすべての要件を満たす役員

- ・ その会社の株主グループ（注2）をその所有割合の大きいものから順に並べた場合に、その役員が所有割合50%を超えるグループに属していること
- ・ その役員が属する株主グループの所有割合が10%を超えていること
- ・ その役員及びその配偶者並びにこれらの者の所有割合が50%を超える他の会社の所有割合の合計が5%を超えていること

